

会費規程

一般社団法人 青森県中小企業診断士協会

会 費 規 程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人青森県中小企業診断士協会（以下「本会」という。）の正会員、準会員及び賛助会員の入会金及び会費について定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金の金額は、30,000円とする。

2 正会員、準会員及び賛助会員は、入会金を入会金申込書に添え納入するものとする。

(会 費)

第3条 会費の金額は、次のとおりとする。

一 正会員 年額 35,000円

二 準会員 年額 35,000円

三 賛助会員（個人） 年額 35,000円

四 賛助会員（法人） 年額 1口35,000円とし、1口以上

2 会員は、毎年6月30日までに、当該事業年度分の年額を持参又は所定の預貯金口座への振込み等により納入するものとする。

3 新規入会者は、入会時に当該事業年度分の年額を納入するものとする。ただし、5月1日から翌年の3月31日までの間に入会した場合は、入会した月以降の月割計算による額を納入するものとする。

4 会員が死亡した場合は、当該事業年度の会費は、死亡月までの月割計算による額とすることができる。

(必要事項の承認)

第4条 この規程を実施するための必要事項は、理事会の承認を得てこれを定める。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会及び総会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。